

Title	奥井復太郎の都市計画論：その今日的意義と実践の展望
Sub Title	City planning theory of Fukutaro Okui : those contemporaneous meaning and prospects of practice
Author	須藤, 文彦(Sudō, Fumihiko)
Publisher	三田社会学会
Publication year	2025
Jtitle	三田社会学 (Mita journal of sociology). No.30 (2025. 7) ,p.78- 81
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	ビューポイント
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AA11358103-20250701-0078

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

奥井復太郎の都市計画論
——その今日的意義と実践の展望——

City Planning Theory of Fukutaro Okui:
Those Contemporaneous Meaning and Prospects of Practice

須藤 文彦

日本における都市社会学の創始者の一人と位置付けられる奥井復太郎の業績は、実に多岐にわたるものとして知られるが、その主著『現代大都市論』には「都市計画」が位置付けられていることが大きな特色となっている（藤田 1996b:349）。

奥井の歿後60年となる2025（令和7）年に、彼の都市計画論を振り返ることで注目すべき業績の意義を確認し、令和の今日において奥井の試みを実践することを展望する。

1. 奥井都市計画論の影響

奥井にとって都市計画の目的とは、市民生活に対して「美」、「利」（利便、主として経済）、「健」（健康、保健）の三者を十分に満足させることであり、これを都市計画における三位一体と呼び得るものという（奥井 1940:596）。奥井の都市計画論は、その内容を市民生活そのものに求めていたため、単に土木学的技術研究に任せておくのではなく、社会科学の研究者が発言権を得るべき領域だと主張していた（奥井 1934:99-100）。

ところが、その後の都市計画制度の設計において社会学者が大きな影響を与えた形跡は残念ながら見当たらず、また藤田は奥井以後の都市社会学において都市計画の問題はほとんど議論されることはなかったと総括している（藤田 2000:116-118）。しかし筆者は最近の都市計画行政の体験の中で、奥井の都市計画に対するまなざしを改めて学び直すことで、現行制度における都市計画の新たな可能性を見出す必要性を感じているところである。

2. 地方都市における都市計画の困難な局面

現行の都市計画法は1968（昭和43）年に公布され、翌年に施行された。これは、1919（大正8）年に制定された旧都市計画法では対応できなくなった都市の諸問題、特に戦後の復興を経て高度経済成長政策に伴う人口や産業の大都市への集中、地方における工業開発の推進など（石田 1987:296）により、土地利用の混乱が発生していたことへの処方箋として、新しい基本法体系の確立が迫られていたことによる。旧都市計画法の制定から約50年後のことで、奥井が逝去した時期とほぼ重なる。

都市計画法により導入された制度は、都市計画を決定する権限の市町村への移譲など様々なものがあるが、現在において市民生活に大きな影響を与え続けているものの一つに土地利用に関する規制があり、特に、都市を優先的かつ計画的に市街化を図るべき「市街化区域」と、市街化を抑制すべき

「市街化調整区域」とに二分する区域区分制度は、「線引き」という通称とともに多くの市民に深く浸透している。

人口増加に伴うスプロール対策として線引き制度が導入されてから50年以上が経過し、主に大都市を除き人口減少局面に突入したわが国において、今後線引きをどのような運用するかという点は、昨今全国の都市計画行政担当者にするどく突きつけられ続けている問題である。その事例として示す水戸市は、広域の水戸・勝田都市計画区域を構成する市町村の一つとして、1971（昭和46）年3月15日に線引きを実施した。2024（令和6）年度現在では、全域が都市計画区域である市行政区域21,732haのうち、市街化区域は4,251ha（構成比19.6%）、市街化調整区域は17,481ha（同80.4%）となっている。

2025（令和7）年に都市計画法第18条の2に基づく「水戸市都市計画マスタープラン（第3次）」を策定したが、その策定過程において市内13地域を対象にそれぞれ地域別意見交換会を開催したところ、線引きのあり方について多数の意見が寄せられた。水戸市のコミュニティ組織は、町内会・自治会をベースとする各種団体が旧小学校区単位の34地区に統合されているが、都市計画マスタープランでは土地利用の形態が類似している2～4地区をまとめて全13地域に区分している。したがって、特に土地利用に関する意見は地域ごとに類似した傾向が見受けられることが予想されていたが、果たしてその通りとなった（水戸市都市計画課 2025）。

すなわち、中心市街地においては都市の活力を創出する経済の活性化、市街化区域の既成市街地では生活環境の向上などが地域に特徴的な意見として挙げられるが、日常生活の中で人口増減の実感が得られる市街化調整地域、例えば農地や森林に囲まれ人口流出に直面している既存集落を抱える地域や、市街化区域の隣接部に位置するため開発行為により住宅の建設が進む地域においては、線引きの見直しを求める声が上がった。特に前者の地域では、隣接する他市町の都市計画区域に線引きの適用がなかったり、そもそも都市計画区域でなかったりするために容易に住宅が建築できることを引き合いに出し、その隣接市町と自分が住む集落が外形上ほぼ同じ地理的環境にもかかわらず、水戸市内であるばかりに市街化調整区域に区分されて開発が強く規制されていることの不都合が強く指摘された。今よりも耕地面積が多く、農業従事者の年齢層が低かった時代であれば、市域の約8割を占める市街化調整区域は農業政策に注力していればそれでよかったのかもしれないが、今日では都市計画上の思考の切り替えが迫られている局面であると考えられる。

都市計画法は制定以来毎年のようにその内容を改正しながら、現実の都市の変化に対応しようとしてきた。旧都市計画法制定から49年後に成立した現行法は、2025（令和7）年で既に57年が経過している。この基本法を全国画一的に機能させる限界を迎えていることは、2002年（平成14）年に都市再生特別措置法が公布されたことから推察できる。この法律には都市計画法の特例も規定されており、また法改正により制度の拡充が重ねられ、都市計画法を凌駕するようなその存在感がますます高まっている。

町村（2024）は東京における超高層化の30年の分析の中で、都市再生特別措置法に基づく容積率の割増にも触れ、この法制度が持続可能なまちづくりとして適切なのかと疑問視しているが、この法律の影響が及ぶのは大都市だけとは限らない。同法第81条に規定される立地適正化計画は、計画に基づく各種事業に対する国庫補助金の優遇措置を用意しながら、全国の市町村にその作成が奨励されてい

る。立地適正化計画には都市機能誘導区域や誘導施設など様々な事項が定められるが、日常生活に最も近いところでは「居住誘導区域」の設定がある。これは市街化区域の内側において定められるものだが、開発行為の規制とダイレクトに結びつくものではないため「第二の線引き」と言えるような強制力はないものの、これにより市街化調整区域に住む者への政策的な配慮が相対的に劣後することになるのではないかという誤解も生まれやすくなっている。図面上で線を引いて区域を設定するだけでなく、それぞれの区域の生活世界を具体的にどのように描くかが肝要となるが、その思考と実践は市町村に委ねられている。

3. あるべき市民生活を実現する都市計画へ

奥井は、都市計画を全体と部分に分けて構想していた（奥井1940:612-657）。全体的都市計画とは大都市全体を対象とし、部分的都市計画とは大都市内の各地区・地域の小社会に対する都市計画である。全体的都市計画は、そこから発展して地方計画や国土計画につながることを想定したものであるため、奥井が想定していた大都市が今日の各々の地方都市に相当するとは限らないが、全体と部分という発想は今日運用されている都市計画制度に通ずるものがある。地区計画制度がそれである。

地区計画は、1980（昭和55）年の都市計画法改正により創設された制度であり、住民参加を前提としながら、それぞれの地区の実情に応じたきめ細やかな都市計画を志向するものである。1992（平成4）年の法改正では、市街化を抑制すべき市街化調整区域において策定することが可能となり、活用が広がっている。

水戸市のような地方都市では、具体の地域の背景は異なるものの、市街化調整区域における開発規制の緩和を求める声は多い。しかし奥井の指摘するように都市計画には公益を優先する思想が必要であり、そうした思想の醸成のためには、実際に自分の手で地区計画を作成すること自体が市民にとっての格好の教材になると考えられる。都市計画よりも小さなフィールドの地区計画で何を優先し、何を我慢するか。その判断には市民一人ひとりのそれぞれの生活上の理想の姿があるはずであり、それを市民同士が語り合うことで、まずはいま考えられる地域の理想の姿を共有し、協議のスタートラインに立つことができる。都市計画の分野ではデジタル技術を活用したワークショップなど計画技法の向上が見られるが、市民の地域への理解を深めるうえで、奥井がこだわってきた「生活」そのものの視座や、社会学が今まで深く探究してきた生活史の調査研究の蓄積をはじめ、活用すべき学術的成果が多々あるものと考えられる。今日の用に供しうる実学としての社会学の期待は大きい。

前述の水戸市の地域別意見交換会で、立地適正化計画に基づき一定の区域で人口密度を高めることで持続可能な都市を目指すことを説明した際に、「高密度な空間での生活が理想だとは思わない」という趣旨の指摘を市民から受けた。地方都市に住まう者としての実感が込められた重い言葉である。水戸市に限らず、全国諸都市において同様の疑問が呈されることは想像に難くない。特に日常レベルの小さな生活世界において、この指摘から都市計画上の真の答えを導き出すことができるのは、人間と生活（山岸 1996:373）そのものにまなざしを注ぐことができる、奥井の学統を継ぐ三田の社会学者たちなのかもしれない。

【文献】

- 饗庭伸監修, 2024, 『3Dで進化する都市計画の未来——XR デジタルツイン torinome を使ったまちづくり』ホロラボ.
- 藤田弘夫, 1996a, 「情景・社会学・1996」『三田社会学』1:16-22, 三田社会学会.
- , 1996b, 「孤高の研究としての奥井大都市論」『奥井復太郎著作集別巻』大空社, pp340-356.
- , 1997, 「奥井都市論の形成と構成」『三田社会学』2:38-44, 三田社会学会.
- , 2000, 『奥井復太郎——都市社会学と生活論の創始者』東信堂.
- 橋本隆, 2022, 『自治体の都市計画担当になったら読む本』学陽書房.
- 福沢諭吉, 1942, 『学問のすゝめ』岩波書店.
- 久松達央, 2022, 『農家はもっと減っていい——「農業の常識」はウソだらけ』集英社.
- 石田頼房, 1987, 『日本近代都市計画の百年』自治体研究社.
- 河合隆男・藤田弘夫編, 1999, 『都市論と生活論の祖型——奥井復太郎研究』慶應義塾大学出版会.
- 熊田俊郎, 1998, 「『現代大都市論』に書かれていないこと——社会史と社会学史のあいだ」『三田社会学』3:50, 三田社会学会.
- 町村敬志, 2024, 「社会学の視点から見た規制緩和の都市的帰結」『都市計画』371:28-31, 日本都市計画学会.
- 松尾浩一郎, 2015, 『日本において都市社会学はどう形成されてきたか——社会調査史で読み解く学問の誕生』ミネルヴァ書房.
- 水戸市都市計画課, 2025, 『地域別意見交換会における意見と対応』水戸市.
- 野口和雄, 1993, 『解説と活用法 改正都市計画法』自治体研究社.
- 農林水産省, 2020, 『令和2年度版 食料・農業・農村白書』日経印刷.
- 農林統計協会編, 1970, 『図説 農業白書 (昭和44年度版)』農林統計協会.
- 奥井復太郎, 1934, 「現代都市計画論上の発展」『三田学会雑誌』28(12):97-108, 慶應義塾大学. (→1996, 『奥井復太郎著作集第三巻』大空社.)
- , 1940, 『現代大都市論』有斐閣.
- , 1948, 「都市計画」, 田辺寿利編『社会学大系2 都市と村落』国立書院. (→1996, 『奥井復太郎著作集第七巻』大空社.)
- , 日本都市学会編, 1975, 『都市の精神——生活論的分析』日本放送出版協会.
- 山岸健, 1979, 『増補 都市構造論——社会学の観点と論点』慶應通信.
- , 1982, 『社会学の文脈と位相——人間・生活・都市・芸術・服装・身体』慶應通信.
- , 1992, 『風景的世界の探究——都市・文化・人間・日常生活・社会学』慶應通信.
- , 1996, 「奥井復太郎のパースペクティブ」『奥井復太郎著作集別巻』大空社, pp373-395.
- , 1998, 「奥井復太郎の総合観と都市景観論」『三田社会学』3:45-49, 三田社会学会.

(すどう ふみひこ 水戸市都市計画部参事兼都市計画課長)